

翻 訳

# カイ・P・ロデグラ 「クルーズ旅行のための新しいEU規則」

RA Kay P. Rodegra, Neue EU-Verordnung fuer Kreuzfahrtreisen, MDR 2013, 194

高 橋 弘 訳

先に広島法学に翻訳公表したロデグラ『クルーズの場合の旅行法に関するヴェルツブルグ表 Wuerzburger Tabelle』(2012 年)を補充するものとして、「クルーズ旅行のための新しいEU規則(海上船舶及び内水航行船舶の交通における旅客の諸権利に関するEU規則第 1177 / 2010 号)」につきロデグラ氏が執筆した本稿を、掲載したドイツ法雑誌 MDR の出版社の了解を得てここに掲載する。

なお、本稿でも問題となっている障害のある人達の差別禁止との関係で、我が国における障害者権利条約の批准と国内法の課題については、論究ジュリスト Nr.08 (2014 年冬号) 2 ~ 48 頁を参照頂きたい。

Ich danke herzlich dem Verlag Dr. Otto Schmidt, Koeln, der mir erlaubt hat, "Neue EU-Verordnug fuer Kreuzfahrreisen von RA Kay P. Rodegra, MDR 2013, 194" ins Japanische zu uebersetzen und im Hiroshima Law Journal zu veroeffentlichen.

Ferner muss ich hier auch Herrn RA Kay P. Rodegra und Frau RAin MDR-Verantwortlichen Redaktuerin Arabella Schreiber fuer ihren netten Hilfen herzlich danken.

Prof. Hiroshi Takahashi, Hiroshima

目次

I 重要な内容	b) クルーズ船
II 適用範囲	c) クルーズ乗客の義務
1 範囲	3 移動援助についての損害の責任
a) b) c)	4 キャンセルと遅延
2 適用除外	a) 情報提供と世話サービス
3 クルーズにとっての意義	b) 賠償請求権
III 重要な規制対象	5 情報提供義務
1 運送法	a) 公表(公示)
a) 身体障害者等	b) クルーズにとっての意義
b) 訓練された従業員	6 補償の支払
c) 例外	IV 義務の違反
d) クルーズにとっての意義	a) 苦情等
2 援助サービス	b) (パック) 旅行契約法上の請求権
a) 港	V むすび

2012年12月18日以降、クルーズ旅行の旅客にも重要な意味を持つ海上船舶及び内水航行船舶の交通における旅客の諸権利に関するEU規則第1177/2010号が適用されている。私(ロデグラ)が2012年11月にMDR21/2012の別冊として公刊した「クルーズの場合の旅行法に関するヴェルツブルグ表 Wuerzburger Tabelle」の補充として、本稿は、河川及び外海における旅行の場合の補足的諸権利について情報を提供するものである。

## I 重要な内容

取消(キャンセル)、出発遅延、到着遅延が問題となる時、新しい規則は船舶旅客に世話 *Betreuung* 及び補償の請求権を保障している。これと並んで、旅客は、運送人又はターミナル経営者がその時々の権限内において旅行の間に用意(準備)しなければならない旅行情報についての権利を有する。しかし、EU航空旅客の権利 *Fluggastrechte* 規則第1107/2006号又はEU旅客の権利 *Fahrgastrechte* 規則第1371/2007号と同様に、法規則の重点は、障害のある旅客又は移動に制限のある旅客への援助サービスの規定に置かれている。

## II 適用範囲

### 1 範囲

規則は、第 2 条第 1 項によれば、以下の旅客に適用される。

- a) 乗船港が加盟国の領土内にあるときに旅客輸送サービスにより旅行する旅客。
- b) 輸送サービスが E U 所属の運送人によって履行される場合に、なるほど乗船は加盟国の領土内の港からではないが、下船港が加盟国の領土内にあるときに旅客輸送サービスにより旅行する旅客。「E U 所属の運送人」とは、加盟国の領土内で開業している運送人、又は旅客輸送サービスの枠内で加盟国の領土への若しくは領土からの運送を提供している運送人をいう。
- c) 乗船港が加盟国の領土内にあるときにクルーズに参加する旅客。

### 2 適用除外

例えば、最大 12 名の旅客の運送を許可されている、又は当該船舶の運航に単に 3 人の乗組員を要するだけの小さな船が問題となっているときは、第 2 条第 2 項により規則は適用されないと同様に、(例えば河川フェリーのよう)に 500m 以下の短距離又は遠足／見学旅行の場合にも規則は適用されない。

### 3 クルーズにとっての意義

E U の港での乗船による海洋クルーズ旅行又は河川クルーズ旅行は、常に新しい規則の規定の下に置かれる。しかし、カリブ海またはニューヨークでスタートするクルーズ旅行が問題であるときは、たとえ旅行の目的港が E U 内にあるときでも、規則は適用されない。

## III 重要な規制対象

### 1 運送法

a) 障害のある者等

規則の最重要な原則は、障害のある者及び移動に制限のある者の差別禁止である。したがって、運送人、旅行仲介人(旅行代理店)並びに旅行主催者は、第7条により、人の障害又は移動制限を理由に予約を行うこと又は乗船させることを拒否することは許されない。

規則の定義によれば、「障害のある者」又は「移動に制限のある者」とは、運送手段の利用に際して、身体的な(知覚的若しくは運動的な、継続的若しくは一時的な)障害若しくは侵害により、精神的な障害若しくは侵害により、その他の障害により、又は年齢によりその移動が制限されており、かつその状態がその適切な心遣い(注意) *Aufmerksamkeit* と全旅客のために準備されたサービスをその特別な欲求に合わせることを要求している人である。

b) 訓練された従業員

規則は第14条において、運送人、場合によってはターミナル経営者も、障害のある又は移動に制限のある乗客に適切な援助を提供できるようにするため、訓練された従業員を置かなければならないと定めている。規則の付録IVによると、障害者との付き合い *Umgang* 及び障害者への援助サービスのための鋭敏化のために、訓練も含めて従業員の教育を行わなければならないと定めている。

c) 例外

船への同乗(=乗船) *Mitnahme* は、第8条第1項により、国際的又は国内的な法規定により、EUの法規定により、又は管轄官庁によって発出されている規則により現行の安全要求を守るために必要なとき、又は船舶の建造方式により、若しくは港のターミ

ナルを含め、港のインフラ及び設備のゆえに、こうした人の乗下船や運送を安全な若しくは運用上実施可能な方法で行うことが不可能であるときにのみ、第 8 条第 1 項により拒否することが許されている。

d) クルーズにとっての意義

これに対して、クルーズ船の安全規定又は建造上の実状が何も述べていないというときには、歩行障害者若しくは精神障害者又は移動に制限のある人が、予約に際して拒否されることは許されない。付録Ⅱ及びⅢと校合した第 10 条により、ターミナル経営者及び運送人は、例えば車イス、1 人又は多数の補助者、医療機器及び認められた同伴犬（例えば盲導犬）等の、旅客が必要とする移動援助の準備完了及び同行のための増加費用を何ら請求することを許されない。

2 援助サービス

付録Ⅱ及びⅢと校合した第 10 条により、援助を必要とする旅客は、運送人及びその時々々のターミナル経営者に対しても、広範な援助サービス請求権を有する。

a) 港

規則の付録Ⅱにより、乗船・下船の際、旅客にはターミナル経営者から無償での援助が提供されなければならない。援助サービスは、例えば以下の様な可能性を生ぜしめる：すなわち、

- ◇ 援助サービスを必要とする申請を行うこと、
- ◇ 入口から通関（チェックイン）窓口へ及び船へ又は下船の際は出口へ達すること、その際、場合によっては、手荷物を委託する、及び到着後再び受領する、等の援助も、
- ◇ 出国・安全コントロール所を通過して船へ達すること、
- ◇ エレベータ、車イス又はその他の必要な援助により船内に達

する又は船を離れること、

- ◇ ターミナルでトイレに行くことができること、
- ◇ あらゆる必要な移動補助（例えば電動車イスも）の準備を完了すること、
- ◇ 認められた同伴犬の準備を完了すること、
- ◇ 乗船・下船に必要な情報の通知を入手可能な形式で受けとること。

障害のある者又は移動に制限のある者が付添人によって支援されているときは、この付添人には港で及び乗船・下船の際に必要な援助の提供を請求することが許されるべきである。

それゆえ、上記の援助サービスは交通手段の、すなわち、クルーズ船の利用のみを可能にする。ターミナル経営者は、例えばトイレに行く間の世話のような世話サービスを履行する義務を負わない。その際、旅客が援助を指示したときは、彼自身が世話人の同行につき配慮しなければならない。

#### b) クルーズ船

船内では、ハンディキャップのある旅客は、規則の付録Ⅲにより、同様に広範な無償の援助を運送人から請求できる。以下のものがこれに入る。

- ◇ 医療機器及び例えば電動車イスのような必要な移動手段の運送
- ◇ 認められた同伴犬の運送
- ◇ トイレに行く際の介添え

規則がトイレに行く際の介添えを課しているとき、これに関しては更に旅客の船室内のトイレではなく、船上の公衆トイレのみを意味している。

#### c) クルーズ旅客の義務

旅客は、その希望により適時に援助サービスを申告する義務を

負い、さもないと、援助サービスは履行されない。

旅客の援助要求は、第 11 条第 1 項により、より短期の合意が予めなされているのではない限り、援助サービスが必要とされる時点から遅くとも 48 時間前に運送人又はターミナル経営者に通知されなければならない。

さらに、旅客は予定の乗船前にターミナルに姿を現さなければならない。運送人は、乗船時間の最高 60 分前の余裕のある時間を通知するか、又は、乗船時間が知らされていないときは、旅客は、遅くとも出発時間の 60 分前に姿を現さなければならない。

さらに、旅客は、既にクルーズの予約の際に、彼がどのような援助サービスを要求したいのか又はどのような医療機器を携行しようとしているのか、という特別な旅行要求を彼が有することを通知しなければならない。

旅客は、この通知義務を、既に旅行仲介人又は旅行主催者に対して行うことができ、(通知を受けた)旅行仲介人は又は旅行主催者はこの情報提供を適切に転送しなければならない。

### 3 移動援助についての損害の責任

規則第 15 条は、損害結果が運送人又はターミナル経営者の過失又は懈怠に帰せられるときには、障害のある旅客の移動援助又はその他の装備(装具)の喪失又は損傷による損害について運送人及びターミナル経営者が責任を負うと定めている。

港で又は乗船又は下船時に移動援助の損害又は喪失が生じるときは、適切な代案を意味する援助によって代償 Ersatz が給付されなければならない。

### 4 キャンセルと遅延

#### a) 情報提供と世話サービス

規則第 16 条及び第 17 条は、キャンセルと大きな遅延が生じたときにつ

いて明示している。この場合には、とりわけ運送人は旅客への広範な情報提供をしなければならず、かつ世話サービスも履行しなければならない。

90分以上の出発遅延及びそれと並行した乗船遅延が生じたときは、旅客には運送人から過失とは関係のない無償の食事と清涼飲料が供されなければならない。

乗船が夜を越えて遅延するときは、宿泊の可能性が無償で提供されるべきで、その際、運送人には、旅客1人1泊につき80ユーロ、最高3泊までの制限可能性が与えられる。勿論、船舶のより安全な運行を害する気候条件により遅延が生ずるときは、ホテル手配の義務は考慮されない。

#### b) 賠償請求権

規則は、第18条及び第19条において、キャンセル又は遅延の場合に旅客の賠償請求権、例えば他の方法での運送又は旅行代金の減額の請求権を規定している。

しかし、この賠償請求権は、第2条第1項cによれば、クルーズ乗客には明らかに適用されない。その理由は、純粹の運送の場合と異なり、クルーズの場合、休暇旅行者はその限りで給付の全体を予約しているのであるから、他のクルーズ船での宿泊は、現在実現され得ないし、本来の運送代金での代金減額は算定されないからである。

しかし、旅行者は、クルーズ船の故障(運休)のときや出発遅延のときには、広範な瑕疵担保請求権を認めている民法第651a条以下の(パック)旅行契約法により保護されている。多数の事例が「クルーズの場合の旅行法に関するヴェルツブルグ表」で見られる。

### 5 情報提供義務

#### a) 公表(公示)

規則第23条によれば、運送人、ターミナル経営者及び場合によっては港湾事務所も、乗客が規則から生ずる彼の権利について情報提供を受けることを保障しなければならない。この情報提供は船内で、港で及び港湾タ

ーミナルで公に到達可能でなければならない。

さらに規則第 9 条によれば、運送人及びターミナル経営者は、到達可能条件 *Zugangbedingungen*、すなわち関係規範、指導基準並びに、障害のある者及び移動に制限のある者及び付添人のための設備を含めて港湾ターミナル及び船舶への到達可能性に関する情報を与えなければならない。

#### b) クルーズにとっての意義

クルーズ乗客は、関係する運送人又はターミナル経営者の所で適切に情報提供を受けうるし、旅行主催者からも情報提供を請求できる。

規則第 9 条第 3 項によれば、旅行主催者は旅行客に運送人及びターミナル経営者への到達可能条件について同様に知らせなければならない。残念ながら、規則では、乗客に一般的に船客としての彼の乗客権について情報提供する義務を、旅行主催者にも同様に負担させることがなされていない。その限りにおいて、改正の必要がある。しかし、旅行主催者、旅行仲介人及び運送人も、援助を必要とする人にあらゆる可能な形式で、電子的手段又は *Kurznachrichtendienst* (SMS) による手段も含めて、旅行者から請求された援助サービスについての確認を伝達しなければならない。

### 6 補償の支払

EU 航空旅客の権利規則第 261 / 2004 号は、航空乗客に大きな遅延、オーバーブッキング又はキャンセルの場合に、航空会社が免責されていないかぎり、すなわち、原因に関していわゆる異常事態によりえないかぎり、飛行距離に応じて 250 ユーロから 600 ユーロの間で補償を支払うとしている。海上船舶及び内水航行船舶の交通における旅客の諸権利に関する EU 規則では、これに照応する規定は見合わせられている。

## IV 義務の違反

### a) 苦情等

第 24 条によれば、運送人又はターミナル経営者に対する苦情申し立て

手続きは、彼らが付添人を拒否したり、規則から生ずるその他の義務を履行しないときには、可能である。

まず、乗客は、彼の権利が侵害された場合には、その時々 of 運送人またはターミナル経営者に相談すべきである。乗客は、苦情を事実上の又は予定された運送の後2ヶ月以内に提出しなければならない。何らの合意も得られないときに、苦情は公的な場に提出できる。

管轄の苦情処理所は、鉄道連邦庁 Eisenbahn-Bundesamt である。賠償請求の場合、乗客は紛争解決のための調停委員会 Schlichtungstelle zur Streitbeilegung に依頼することもでき、又は法的手段に訴えることもできる。

#### b) (パック) 旅行契約法上の請求権

新しい規則は、たとえば、旅行主催者のための民法情報提供義務規則(同情報規則第4条以下)と同様に、クルーズ提供者のこと、すなわち、旅行主催者のことを顧慮している。

なるほど、船客のための乗客の権利規則では、民法情報規則の場合と同様に、(秩序違反行為に対する)過料要件が放棄されているが、情報提供義務すなわち到達可能条件に関する情報提供の無視は、旅行主催者への不利な効果を有している。

情報提供義務違反が旅行の侵害を生ずるとき又は旅行主催者が第9条第4項により彼が確認すべき援助サービスを履行しないときは、クルーズ乗客には(パック)旅行契約法による瑕疵担保請求権が存する。

したがって、たとえば車イス常用者に何らの援助サービスが提供されないため、彼がクルーズ船に達することができないとき、又は電動車イス及び認められた同伴犬の同乗も拒否されたときには、代金減額と並んで、民法第651e条による旅行契約の解約もあり得る。

同様に、民法第651f条第1項(不履行による損害賠償)、第2項(非財産的損害の賠償)による付加的な損害賠償請求権も認められる。

## V むすび

新たな乗客の権利は、障害のあるクルーズ乗客又は移動に制限のある乗客に、援助の必要にもかかわらず彼のクルーズの希望を実現できるように励ましと保護とを提供している。クルーズ提供者は、規則に関する情報提供により、従来乗船及び下船の際の問題や船上での移動の自由の問題の心配からクルーズ旅行を敬遠してきた広範な顧客層に呼びかけて、広範な顧客層を獲得するチャンスに気づくべきである。